

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員、及び第三者委員を併せて「評議員等」という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人の職員で、主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは職務遂行の対価として受ける財産上の利益である。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び費用の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

ただし、職員としての立場を有する者の職員報酬は含まない。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第5条 理事長以外の理事（以下「その他の理事」という。）が理事会に参加したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償(交通費)を支払うことができる。ただし、常勤理事に対しては、出席報酬は支給しない。

- 2 評議員等が評議員会等に参加したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償(交通費)を支払うことができる。

(理事長等の報酬)

第6条 理事長には、役員報酬として別表2により報酬及び費用弁償（交通費）を支払うことができる。

- 2 その他の理事が、理事会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償（交通費）を支払うことができる。ただし、職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(監事の報酬)

第7条 監事が、理事会及び評議委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償（交通費）を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議委員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償（交通費）を支払うことができる。

(評議員等の報酬)

第8条 評議員等が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償（交通費）を支払うことができる。職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償の支給)

第9条 役員及び評議委員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、法人業務のため出張する場合は、別表3により出張旅費等を支給する。なお、県外への出張は原則公共機関を使用するものとする。出張等で必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 交通費については、公共機関を使用する場合は、実費を支給する。
ただし、タクシーを使用する場合は、事前に理事長の了解を得たのち使用し、領収書を添付して精算する。
- 3 自家用車を業務に使用する場合は、「自家用車の業務上利用に関する規程」に準じる。
- 3 理事長には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤支給基準に準じた額の半額とする。
- 4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

(役員の職務証跡)

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、議事録署名または出勤簿の作成に協力するものとする。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第11条 報酬等は、原則として当該会議などに出席した都度、および、業務にあつた当日に遅滞なく支払うものとする

2 理事長の報酬等については、毎月月末に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日に当たる場合には、休業日の前日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関(原則として鳥取銀行)口座へ振り込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第13条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(適用除外)

第14条 法人及び施設の職員を兼務する役員及び評議員等は、この規程を適用しない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議委員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は平成30年 6月15日より施行する。
2. 社会福祉法人慈光会 役員報酬規程(平成28年 2月26日施行)は廃止する。
3. この規程は令和2年6月 15日 改訂。

改訂(変更)理由 理事長報酬追加に伴う変更。

別表1 (出席報酬日額)

種別	区分	報酬	費用弁償(交通費)
理事会出席報酬等	理事長	0円	0円
	常勤理事	0円(※1)	0円(※1)
	非常勤理事	4,000円	1,000円
	監事	4,000円	1,000円
評議委員会出席報酬等 各種委員会出席報酬等	評議員等	4,000円	1,000円
	理事長	0円	0円
	常勤理事	0円(※1)	0円(※1)
	非常勤理事	4,000円	1,000円
	監事	4,000円	1,000円

※1 正規(職員)の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

別表2 (勤務報酬)

種別・区分	報酬	費用弁償(交通費)
理事長業務報酬 (月額)	50,000円	※2
理事 業務報酬 (日額)	4,000円	1,000円
監事 業務報酬 (日額)	4,000円	1,000円
評議員等 業務報酬 (日額)	4,000円	1,000円

※2 通勤に要する交通費として職員の通勤支給基準に準じた額の半額とする。

別表3 (旅費等)

旅費			その他
交通費	宿泊費	日当※4	
実費	※3	3,000円	

※3 宿泊費は実費を支給する。ただし、15,000円を上限とする。

※4 日当は県外への出張の場合に支給する。

県外への日帰り出張においては、「別表3」の金額の半額を支給する。

宿泊を伴う場合に「別表3」の金額を出張日数に応じて1日につき1日分の割合で支給する。ただし、正午から午前0時までの間に出発した場合、又は正午以前に帰着した場合には、出発又は帰着した日については半日分の日当を支給する。